専修大学教育開発支援委員会広報誌

教育開発支援
NEWS LETTER

March 2024
No.
48

新カリキュラムにおける各種取組～「英語でも理解できる授業」の実現に向けて～ ……01～04
教育開発支援委員会

第４期認証評価受審に向けて～学修者本位の教育への転換と内部質保証について～ ……05～08
自己点検・評価委員会 委員長　榎　透

新カリキュラムにおける各種取組 ～「英語でも理解できる授業」の実現に向けて～

教育開発支援委員会

「2026（令和８）年度カリキュラム改正の骨子」において「新たな取り組みに関する検討」として記載された項目は、専修大学が受験生・学生のみならず、社会からの評価を得るためにも、積極的に推進していくことが望ましい内容である。それらを実現するためには多くの困難が伴うことが予想されるが、ICT 等を利用することによって、困難の幾分かを軽減することも不可能ではない。ここでは、「新カリキュラムにおける新たな取り組み等について」（令和６年１月 18 日）に示された、「英語による授業」「英語でも理解できる授業」の実現のための翻訳機能等のツールの活用方法についての現状について述べたい。

１．はじめに

カリキュラム改正の骨子で「新たな取り組みに関する検討」として記載された項目のうち、「学部・学科所属学生全員（または一部）が海外留学する制度の検討」については、「社会知性の開発」における「地球的視野から諸問題を捉える力」の強化も目的とし、東南アジアなど、非漢字圏の国からの外国人留学生受入体制構築を進めるため、その先駆けとして「英語による授業」「英語でも理解できる授業」の開講を検討することが、「新カリキュラムにおける新たな取り組み等について」で示された。

国際学会等で日本語以外の言語による発表経験のある教員も多いだろうし、日本語以外の言語による授業実施に障害のない教員もいるとは思うが、90 分× 15 回の授業を全て日本語以外の言語で実施するとなった場合、戸惑いを感じる教員も多いだろう。また、そうした授業が必要となる留学生が多数であれば、対象学生だけを集めたクラスを設定することも可能であろうが、実際には多数を占める日本人学生への対応が主となる。そのため、「外国語を（で）理解する」ことを到達目標とする授業科目以外では、到達目標を達成するために日本語による授業の方が望ましいのであれば、日本語を用いるべきであろう。さらに、日本の大学に留学してくる外国人留学生にとって「日本語を習得する」ことも目的の一つとなっているのであれば、むしろ日本語での授業を提供する方が望ましいとも言える。

一方で、特に日本に来たばかりの留学生にとっては、たとえ「日本語を習得する」ことが目的の一つであったとしても、マシンガンのように繰り出される日本語についていけず、授業の中身の理解が進まない、ということもあるだろう。また、たとえ漢字圏の国であっても、必ずしもすぐに日本語を理解できるとは限らず、日本語に慣れるまでの期間、彼らの理解が進むよう何らかのアシストをすることは必要とも思える。

2．翻訳機能等のツールの活用例①「パワーポイントのリアルタイム自動キャプション」

2019年1月からパワーポイントの機能として、プレゼンテーションで話されている言葉を文字に起こして字幕として表示することができるようになった。話している言葉と同じ言語は言うまでもなく、別の言語に翻訳して字幕として表示することも可能である。話し手の言語として、英語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・中国語が完全にサポートされており、日本語はプレビュー言語として、精度がやや不足する完全サポートの前に提供される扱いとなっている。字幕として表示できる言語の数は60以上であり、日本語からそれらの言語に翻訳された字幕の表示が可能となっている。

この機能を使えば、日本語で提供される授業を日本語の理解できない留学生に提供することは不可能ではないが、実際に使ってみると、翻訳されることを意識した話し方や、音声認識の今後の改善が必要に感じる場面も多い。その1つが、リアルタイム翻訳ということである。「字幕」というと外国映画の日本語字幕を想像するが、パワーポイントが提供するのは、話し手の音声がインターネットを介して翻訳されるサービスなので、例えば**「地球の内部構造についてですが、結論から先に言うと、地球は層構造をしています。」**という文章（教育開発支援委員長が担当する「宇宙地球科学」のある場面を想定）に対する翻訳された字幕を作るのではなく、「地球の内部」、「地球の内部構造について」、「地球の内部構造についてですが」…、というような変換の過程が全て字幕として現れてしまう。一体、どの段階の文章を翻訳された結果の文章として理解すれば良いのか混乱してしまうことが想定される。さらに、翻訳精度の問題で、文意がうまく翻訳できない場合もありそうである。下表の例文1では、**「地球の内部構造についてですが」**と話している。この**「が」**に逆節の意味はないにもかかわらず、翻訳字幕は“Although…”となっている（さらに言えば、Although A, B～.のB以下がない）。翻訳されることを意識した日本語を考えておいて、説明をする必要がある。加えて、同音異義語や発音の不明瞭さから、誤った翻訳になる場合も多いようである。最初の例文では、「層構造」を“phase structure”と訳しているが、正しくは“layered structure”である。「層」と「相」を区別できなかったものと思われる。また、例文2の“a potter's statue”や“The image of the potter”は、発音が不明瞭なために「層構造（そうこうぞう）」が「陶工像（とうこうぞう）」と認識されたと思われる。さらに、この翻訳字幕をテキスト等で保存することができない。これらの点は今後改善されるものと思われるが、現時点では、この機能のみで想定しているような授業展開を実現することは難しいかもしれない。

パワーポイントのリアルタイム自動キャプションを使った説明の翻訳例

音　　声	（例文1） 地球の内部構造についてですが、結論から先に言うと、地球は層構造をしています。
スクリプト	Earth's interior..
	It is about the internal structure of the..
	Although it is about the internal structure of the Earth.
	Say it first in..
	Say it first from the..
	To start with the conclusion, the individual earth is a..
	To start with the conclusion, the solid earth has a phase structure.
	To start with the conclusion, it is said that the solid earth has a phase..
	Although it is about the internal structure of the Earth. To start with the conclusion, the solid earth has a phase..

	Although it is about the internal structure of the Earth. The conclusion is that the solid earth has a phase..
	In conclusion, the conclusion is that the individual earth has a phase..
	Although it is about the internal structure of the Earth. The conclusion is that the solid earth has a phase structure.
音　　声	（例文２） ここで言う層構造というのは、今日の授業のキーワードにもなりますので、よく覚えておいてください。
スクリプト	The potter..
	It is called a potter's statue..
	The potter's statue here is..
	The image of the potter here is today's..
	The potter statue here is the key to today's..
	The image of the potter here is also the keyword of today's..
	The image of the potter here is also a keyword of today's class, so please remember it..
	The image of the potter here is also a keyword of today's class, so please keep it in mind.

3．翻訳機能等のツールの活用例②「機械翻訳による資料の翻訳」

Google 翻訳や DeepL 翻訳などの機械翻訳を日常的に利用されている方も多いだろう。それらの機械翻訳の大部分では、テキストを翻訳するだけではなく、ワードやパワーポイント、PDF 形式のファイルを翻訳することも可能である。Google 翻訳は 130 を超える言語、DeepL 翻訳も 30 を超える言語に対応している。配布資料がデジタルになっているのであれば、これらのツールでファイルを翻訳することもできる。例えば、説明は日本語で行うが、スクリーンのスライドは英語表記になっていれば、日本語への理解が十分でない留学生であっても理解できるかもしれないし、「外国語を（で）理解する」ことが到達目標となっていない授業科目で、学生が機械翻訳ツールを使うことを認めるのであれば、（その翻訳が正しいかどうかの判断は別として）留学生が自身の希望する言語に翻訳することも不可能ではない。また、スマートフォン等にインストールされているツールでは、印刷された日本語をカメラで読み取って翻訳することもできるので、必要に応じて学生にそのようなツールの利用を認める場面も想定される。

4．おわりに

今回は、「新カリキュラムにおける新たな取り組み等について」に示された「英語による授業」「英語でも理解できる授業」を行うために、「外国語を（で）理解する」ことが到達目標となっていない授業科目において、留学生など日本語の理解が不十分な学生をアシストすることが可能なツール等について紹介した。今回紹介したようなツールは日々改良が加えられており、現状では満足のいく機能になっていないものも、数ヶ月、数年後には実用に耐えるレベルになっていると思われる。また、今回紹介した以外のツールやアプリケーションを組み合わせることによって、現時点でも十分な環境を整えられる場合もあるだろう。教育開発支援委員会でも今後これらの技術等の発展を注視していきたい。

第4期認証評価受審に向けて
～学修者本位の教育への転換と内部質保証について～

自己点検・評価委員会　委員長　榎　透

1．はじめに

本学の自己点検・評価活動は、PDCA サイクルを活用した点検・評価を行うとともに、本学の教育・研究水準の向上を図ることを目的とした活動を行うことを基本方針としている。このような基本方針を踏まえ、第 15 期（2023・2024 年度）の自己点検・評価活動では、「①大学基準協会が定める『点検・評価項目』に基づく点検・評価活動」、「②『達成目標』『評価の視点』に基づく点検・評価活動」、「③全学事項検討部会による質保証に向けた取り組み」、「④自己点検・評価に関する外部評価委員会の運営」、「⑤大学評価（認証評価）結果への対応」の５点を主な活動内容として掲げ、現在、２年周期の１年目を終えるところである。これまでの自己点検・評価活動に対し、多大なご協力を頂いている機関別自己点検・評価実施委員会を始めとした各機関に対し、まずは御礼を申し上げたい。

さて、2004（平成 16）年から開始された認証評価制度は、現在、第３期認証評価期間（2018（平成 30）年度～ 2024（令和６）年度）を迎えており、2025（令和７）年度からは第４期認証評価期間を迎えることとなる。これに伴い、各認証評価機関からは、既に第４期認証評価の基本的な方向性や評価項目、評価の視点等が示されている。本学では、2028（令和 10）年度に第４期認証評価を受審する予定とあるが、本学においても、第４期に向けた準備を加速させていく必要がある。自己点検・評価委員会においても「大学評価（認証評価）結果への対応」を役割のひとつとして位置付けていることから、本稿において第４期認証評価の概要やその特徴などについて紹介することとしたい。

2．第３期認証評価結果

第４期認証評価について触れる前に、まずは、第３期認証評価の結果について触れることとしたい。本学では、2021（令和３）年度に大学基準協会の認証評価を受審し、審査の結果、同協会が定める「大学基準」に適合していると認定された。評価結果では、社会知性開発研究センターの取り組みや進路支援の取り組みなどが「長所」として評価された一方で、是正または改善すべき課題も複数示されたことは周知のとおりである。付された課題については、自己点検・評価委員会において改善に向けた取り組みを継続的に行っており、また、「改善課題」および「是正勧告」については、2025（令和７）年７月末日を期限として、「改善報告書」を大学基準協会に対し提出する予定である。なお、（表１）は、過去３期の認証評価において本学に付された提言（長所、改善課題、是正勧告）の一覧である。

大学基準協会による第３期認証評価では、**内部質保証の有効性に着目した評価**が行われた。本学では、「内部質保証の定義および手続に基づき、内部質保証システムは概ね有効に機能している」との評価を受けたが、併せて「内部質保証システムの適切性についての定期的

（表１）本学における過去３期の提言（長所・改善課題・是正勧告）状況

	第1期認証評価 2007（平成19）年度	第2期認証評価 2014（平成26）年度	第3期認証評価 2021（令和3）年度
長所	○社会貢献（1件）	○教育研究組織（1件） ○社会連携・社会貢献（1件）	○教育研究組織（1件） ○学生支援（1件） ○教育研究等環境（1件）
改善課題（*1）	○教育内容・方法（3件） ○学生の受け入れ（5件） ○教員組織（1件） ○図書・電子媒体等（1件）	○教育内容・方法・成果（3件） ○学生の受け入れ（1件）	○教育課程・学習成果（2件） ○学生の受け入れ（1件）
是正勧告（*2）			○教育課程・学習成果（1件）

＊１　第１期認証評価では「助言」、第２期認証評価では「努力課題」
＊２　第１期認証評価では「勧告」、第２期認証評価では「改善勧告」

な検証」や「方針の策定や外部への公表」などについては、評価結果の「概評」において「適切な実現が望まれる」とされた。また、評価結果では、今後について「構築された内部質保証体制を実践し、特に教育面における課題を解決しつつ長所をより一層伸ばしていけるような、更なる発展に向けた質の保証に取り組んでいくことが重要である」とされている。

これらの点に関しては、実地調査の際に行われた「学長によるプレゼンテーション」において、今後の検討事項として「①各組織の役割、業務等の明確化」「②学内構成員に対する内部質保証の理解促進」の２点を報告している。また、アセスメントプランの策定および同プランに基づく点検・評価の実施についても触れている。自己点検･評価委員会としても、これらの点を念頭に入れた活動を行うことで、本学における内部質保証システムの実質化を促進する役割を果たすことを考えている。

３．第４期認証評価の概要

次に、第４期認証評価の概要について触れていきたい。大学基準協会が行う認証評価は、同協会が定めた「大学基準」に基づき行われる。「（表２）大学基準協会「大学基準」の変遷」で示したとおり大学基準の基本的な枠組みについては、第２期認証評価以降大きな変更はされておらず、第３期と第４期を比較しても、「教育課程・学習成果」が「教育・学習」へと変更されたのみである。しかしながら、方向性については各期で大きく異なっている。

2018（平成 30）年 11 月に中央教育審議会より出された「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（以下、「グランドデザイン答申」という。）」では、高等教育が目指すべき姿として「学修者本位の教育への転換」が示され、「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要であるとされている。また、2020（令和２）年１月には、中央教育審議会大学分科会より「教学マネジメント指針」が取りまとめられ、学修者本位の教育への転換を図っていくためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要性について示されている。この「学修者本位の教育への転換」については、第４期認証評価においても強く反映されている。第３期認証評価は、先ほども触れたとおり内部質保証システムの有効性に着目した評価であるのに対し、第４期認証評価では、**「学習（学修）成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」**が基本的な方向性のひとつとして大学基準協会より示されている。その他、大学基準協会からは、第４期認証評価における基本的な方向性として、以下のとおり全部で６点挙げられている。

＜第４期機関別認証評価における基本的な方向性＞

①学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価
②大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価
③オンライン教育の動向を踏まえた評価
④学生の意見を取り入れた評価
⑤特色ある取り組みの評価
⑥効果的・効率的な評価の実施

（出所:第4期機関別認証評価に係る説明会資料（大学基準協会:2023.11.20）より抜粋）

（表２）大学基準協会「大学基準」の変遷

期	基準	
第1期認証評価 2004（平成16）年度 ～ 2010（平成22）年度	1.理念･目的	9.事務組織
	2.教育研究組織	10.施設･設備
	3.教育内容･方法	11.図書･電子媒体等
	4.学生の受け入れ	12.管理運営
	5.学生生活	13.財務
	6.研究環境	14.点検･評価
	7.社会貢献	15.情報公開･説明責任
	8.教員組織	
第2期認証評価 2011（平成23）年度 ～ 2017（平成29）年度	1.理念･目的	6.学生支援
	2.教育研究組織	7.教育研究等環境
	3.教員･教員組織	8.社会連携･社会貢献
	4.教育内容･方法･成果	9.管理運営･財務
	5.学生の受け入れ	10.内部質保証

期	基準	
第3期認証評価 2018（平成30）年度 ～ 2024（令和6）年度	1.理念･目的	6.教員･教員組織
	2.内部質保証	7.学生支援
	3.教育研究組織	8.教育研究等環境
	4.教育課程･学習成果	9.社会連携･社会貢献
	5.学生の受け入れ	10.大学運営･財務
第4期認証評価 2025（令和7）年度 ～ 2031（令和13）年度	1.理念･目的	6.教員･教員組織
	2.内部質保証	7.学生支援
	3.教育研究組織	8.教育研究等環境
	4.教育･学習	9.社会連携･社会貢献
	5.学生の受け入れ	10.大学運営･財務

このように、第４期認証評価に向けて大学が求められているのは、「学修者本位の教育への転換」である。「学習（学修）成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」との関係でいえば、大学は学生に対して目指すべき学修成果を明確にし、その成果に結びつく教育を実施するとともに学生の学修を促進し、学生が学修成果を達成できているかを把握しなければならない（Between No.310（ベネッセ・コーポレーション他、2023年）20頁参照）。そして、必要な情報を公開することで、学生の学修に関して社会の理解を得ることが求められる。

４．学習（学修）成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価

ここからは、第４期認証評価における基本的な方向性のうち「①学習（学修）成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」と「④学生の意見を取り入れた評価」について詳しく取り上げることとしたい。第４期認証評価の特徴として、先に触れたとおり「学習（学修）成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」が挙げられる。従来の認証評価では、教育課程や教育方法、成績評価といった大学側（教育者側）のしくみについての点検・評価項目が中心となっている。一方、第４期認証評価では、従来までの点検・評価に加えて、学生の学修（学修の進捗状況や学生の理解度、達成度など）に関する内容が大学の内部質保証システムの中に組み込まれているかどうかが重視されることとなる。つまり、大学が学生の学修成果を把握しておくことが欠かせないことになる。このことは、大学基準協会が定めた「大学基準の解説」においても「大学は、学生の学習成果の達成を目指した教育が期待される水準を維持できるようにし、さらにその適切性を説明し証明していかなければならない」と明記されている。また、教育研究活動に係る情報の公表に関しても「大学は、学生の学習実態、学習上の成長に関する情報の公表を行い、社会からの理解を得るよう努めなければならない」とされている。

学習者本位の教育への転換にあたっては、学生の学修成果の評価について、その目的、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質的水準および具体的実施方法などについて定めた学内の方針であるアセスメントプランに基づく点検・評価が重要である。本学のアセスメントプランは、「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点（以下、「共通観点」という。）」の第２階層である「知識・理解」「汎用的技能」「知識体系に基づく思考と知の創出」「態度・志向性」についての点検・評価（学修成果の評価）と、三つの方針に対応した「大学レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」でのチェック項目に基づく学士課程教育全体の実施状況についての点検・評価の２つを設定しており、これらについて、毎年度実施するモニタリングと３～５年ごとに実施するプログラムレビューにより点検・評価することとしている。モニタリングでは、学修成果の評価を毎年度の卒業判定時に行う。具体的には共通観点の第２階層の項目ごとに、科目ナンバリングやカリキュラム・マップ、アセスメントテストの結果などを用いて学修成果の検証を行うこととしており、各教育課程運営機関および内部質保証推進委員会において対応する。また、プログラムレビューでは、モニタリングの実施内容に大学レベルのアセスメントを加え、内部質保証推進委員会と各教育課程運営機関とによる点検・評価を実施し、入学試験制度やカリキュラム改正、三つの方針の改正などに向けた議論を行うことを目的としている。

本学では、2026（令和８）年度に学士課程のカリキュラム改正を予定しており、これに伴うカリキュラムの検討依頼および三つの方針の検討依頼が学長より各教育課程運営機関に対し行われている。これらの検討にあたっては、モニタリングやプログラムレビューによる点検・評価の結果や各種のＩＲデータを各教育課程運営機関において活用していくことが肝要であると考える。

＜第4期機関別認証評価における基本的な方向性＞

［基準２］内部質保証について

○内部質保証の主要な要素は、教育の企画・設計から運用、検証、改善・向上に至る教育および学習の適切性を確保するための一連の活動である。そのなかでは、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針をまず設定するとともに、教育・学習の内容方法等の設計や運用において全学的に必要な措置をとっていくことが求められる。また、理念・目的、３つの方針等に照らした教育活動の有効性の検証と、その検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。こうした営みを通じて、大学は、学生の学習成果の達成を目指した教育が期待される水準を維持できるようにし、さらにその適切性を説明し証明していかなければならない。そのため、全学内部質保証推進組織は、学部、研究科その他の組織において内部質保証に係る取り組みが十全に行われるとともに、大学の理念・目的が実現できるよう、必要な措置を講じる必要がある。

○教育研究活動に係る情報を公表する一環において、大学は、学生の学習実態、学習上の成果に関する情報の公表を行い、社会からの理解を得るよう努めなければならない。

［基準４］教育・学習について

○大学は、その理念・目的を実現するため、学生に達成を期待する学習成果を設定するとともに、学生が社会において能力を発揮していけるよう、教育を組織的かつ効果的に構築・展開する必要がある。そのため、まず、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。

（下線部は、第３期認証評価からの変更箇所）

５．学生の意見を取り入れた評価

引き続き、学生の意見を取り入れた評価について取り上げたい。学修者本位の教育の実現にあたっては、グランドデザイン答申において「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」への転換が謳われている。また、「教学マネジメント指針」では、「学修者本位の教育の実現とは、各高等教育機関の既存のシステムを前提とした『供給者目線』を脱却し、学位を与える課程（学位プログラム）が、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から最適化されているかという『学修者目線』で教育を捉え直すという根本的かつ包括的な変化を各機関に求めているものである」とされている。そのため、大学基準協会が行う第４期認証評価においても、大学教育は、教職員と学生の双方が存在して成り立つものであり、大学を良くしていくためには学生の存在が欠かせないという考え方から、「学生の意見を取り入れた評価」を基本的な方向性として位置付けている。そのため、大学基準協会では、第４期認証評価において、従来実施されてきた「学生インタビュー」に加えて、全ての学生（学部１年次を除く）を対象としたアンケート（意見収集）を新たに実施することを予定している。以下に示した項目は、2023（令和５）11月20日の「第４期機関別認証評価にかかる説明会」において提示されたものである。

＜学生からの意見収集の内容＞

基本情報：学部・学科、年次、性別（男性・女性・回答しない）

質問項目（とてもそう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、まったくそう思わないから選択）

①大学での学業を興味や意欲をもって進めており、学習成果が身についている

②予習・復習を含めた学習に無理のない形でカリキュラムが組まれている

③専門科目の内容は将来のキャリアにつながるものである

④学業を進めるうえで困ったときは十分なサポートがある

⑤学習環境（大学の施設・設備など）には満足している
⑥大学はアンケートを実施し、そのフィードバックを行うなど、学生の声を聞いて教育を良くしていこうとしている
⑦学業以外の大学生活に対して十分なサポートがある
⑧将来のキャリア形成に向けたサポートや機会の提供は十分である
⑨修学のための金銭的支援に関する情報提供は十分である
⑩大学は安全で充実したキャンパス生活、学生生活が送れるよう、取り組んでくれている
⑪自由記述

6．おわりに

高等教育の目指すべき姿として、「学修者本位の教育への転換」がキーワードとなり、このことが第４期認証評価においても強く反映されていることは、これまで述べたとおりである。そのため、内部質保証の目的を「学生の成長のために行う」という意識の変革を行う必要がある。また、これまでの認証評価は、指摘事項を極力受けないようにするといった対応になりがちであった。「（表１）本学における過去３期の提言（長所・改善課題・是正勧告）状況」に示したとおり、本学の特徴として、改善課題や是正勧告といった指摘事項が他大学と比較して少ない傾向にある一方で、長所も少ない傾向にある。また、「内部質保証」「教育課程・学習成果」の各基準では、過去３期ともに長所が付されていない。このことは、本学の学士課程教育が評価者を含めた第三者に対し十分に理解されていない可能性があることを示唆している。本学が第４期認証評価を受審する2028（令和10）年度は、新たなカリキュラムに基づく学士課程教育が進行しているタイミングである。第４期認証評価では、本学の長所や特徴について把握するとともに更なる伸長へと繋げていく機会と捉えていく必要がある。そのためには、自己点検・評価委員会による定期的な点検・評価、内部質保証推進委員会によるアセスメントプランに基づくモニタリングおよびプログラムレビューの実施および検証などを通じて、本学の内部質保証システムの機能強化を図る必要がある。自己点検・評価委員会においても、これらの点を意識しながら活動を行いたいと考えているので、引き続きのご協力を賜りたい。

第４期大学評価では、紙面の都合上割愛したが「大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価」が行われる。このことは、単に法令要件等の確認をする評価や単に事実を確認するための評価ではなく、「取り組んだ結果は何か。それについて大学としてどのような理解を持っているのか。課題にはどう取り組むのか」も踏まえた評価が必要となる。また、「人権への配慮」や「研究環境整備、研究支援の内容整理」「オンライン教育の動向を踏まえた評価」なども盛り込まれている。加えて、2022（令和４）年10月に改正された「大学設置基準」への対応としては、「教育研究実施組織」が規定されたことや、基幹教員制度が導入されたことを踏まえ、基準６「教員・教員組織」に、教員と職員の役割分担、責任の明確化と協働・連携に関する内容が追加されている。

今回、教育開発支援委員会からの依頼を受けて、『教育開発支援 NEWSLETTER』の紙面を活用して、第４期認証評価受審に向けての取り組みについて報告させていただいた。このような機会を提供いただいた教育開発支援委員会に御礼申し上げるとともに、今後も、様々な機会を通じて第４期認証評価についての発信を行うこととしたい。

教育開発支援　NEWSLETTER
専修大学教育開発支援委員会広報誌 第48号（Vol.24 No.2）
発 行 日　令和6年3月31日
発 行 者　専修大学教育開発支援委員会
〒214-8580　神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
TEL.044-900-7857　FAX.044-900-7856
E-mail　fd@acc.senshu-u.ac.jp
編集協力（株）芳文社